



鳥取県土木工事共通仕様書に係る土木資材の留意事項について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成10年 9 月30日

管 号 外
平成10年 9 月30日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

様

土 木 部 長

鳥取県土木工事共通仕様書に係る土木資材の留意事項について（通知）

土木資材は、鳥取県土木工事共通仕様書に基づいて使用することになっていますが、工事の積算及び工事請負者からの申請により資材の承諾をする場合において、一部不適正な対応が見受けられることから、公共事業の適正な執行がより一層求められている現在、土木工事に使用する資材に関して、次のことに十分留意して下さい。

- 1 <原則> 土木工事に使用する資材は、設計図書にその規格、寸法等の仕様を明示するようにしているが、原則として、当該資材のメーカーが特定されないように表示しなければならない。
- 2 <具体的方法> 設計図書の構造図等は、どのメーカー製品にもあてはまらない標準的な仕様で図示すること。また、資材の名称には商品名を使用して表記しないこと。（表示に工夫が必要）
- 3 <例外> 調査・設計時に、経済性、機能性等の比較検討の結果、特定製品に絞り込んだり、当該仕様に合う資材を1社しか製造していない等、特別の事情がある場合においても、その製品は、発注者が要求する一定水準の機能をもつ資材として位置づけをして表示することとし、「同等品以上とする」と付記するものとする。
- 4 <根拠> 発注者が、特定メーカーの資材を設計図書に表示すれば、請負者と資材メーカーとの自由な取り引きが阻害されうることとなるため、県（発注者）は請負者の資材調達活動を不当に拘束する条件を付けたことになる。
このことは、別紙のとおり、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）第19条に抵触する恐れがある。
- 5 <委託成果品の照査> 設計コンサルタント等から提出される図面等は、特定メーカー製品が表示されていないか十分精査等を行い、表示されている場合は理由を問いただし、遺憾のないように対応して下さい。

（別紙）

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）

第2条第9項 この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

一、二、三 略

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること。

五、六 略

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

不公正な取引方法（昭和57年6月18日：公正取引委員会告示第15号）

独占禁止法第2条第9項の規定により、不公正な取引方法を次のように改正し、施行する。

1～12 略

13 <拘束条件付取引>

前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該相手方と取引すること

14～16 略

【説明】

「相手方」を請負者、「その取引の相手方」を資材メーカー、「取引その他相手方の事業活動」を資材メーカーの選定と資材の決定の意味とすると、事業者（工事発注者：県）は、請負者に対し、特定資材メーカー製品を使用させるような条件（例えば、設計図書に特定メーカーの製品を表示することとか材料承諾時に他社の品質同等品を不承諾とする等）を付けることは、請負者の自由な資材メーカーの選定や資材の決定を拘束することになり、違法行為となる恐れがある。